



精神科看護管理ニュース

Vol. **42**

発行 日本精神科看護協会

2018/12/26

1 日精看特定行為制度に関する検討プロジェクトについてご報告します

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の一部が改正され、平成27年10月から特定行為に係る看護師の研修制度が施行されました。この研修制度は、看護師が医師の指示（手順書）に基づいて、医師の業務範囲の一部を請け負う（特定行為）ことができる研修制度です。厚生労働省は特定行為を標準化していくことで、今後の臨床や在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としています。

今年度日精看において、特定行為研修制度に関する検討プロジェクトを発足し、議論を重ねてきました。プロジェクトの目的は以下の通りです。

【目的】

- 1) 精神科における特定行為研修へのニーズを検討する。
- 2) 精神科認定看護師制度における特定行為研修の導入の是非について検討する。
- 3) 上記をふまえて、特定行為研修制度に関する当協会としての方向性を提案する。

特定行為制度導入のニーズに関しては、単科精神科病院・総合病院精神科・精神科訪問看護など、就業場所の特徴を踏まえて議論してきました。また、精神科認定看護師制度における特定行為研修導入の是非についても検討しています。

本報告書のダイジェスト版は、特定行為資料と合わせて日精看ホームページ「WHAT'S NEW」に掲載していますので、そちらからご覧ください。



2 【募集】次期診療報酬改定に向けた現場の意見をお寄せください！

当協会では、次期診療報酬改定に向けて、会員の看護管理者等の皆様から、診療報酬評価の新設や見直し、現行の算定要件や施設基準等の見直しに関する現場からのご意見を受け付けています。

皆様から寄せられたご意見を踏まえながら、当協会としての要望書を取りまとめ、厚生労働省の関係部局に要望書を提出いたします。

ご意見は以下の方法で受け付けています。また、平成30年度診療報酬改定前に提出した要望書等も「看護管理者の部屋」の「精神科看護管理者のための資料館」でご確認いただけます。皆様からのご意見やご要望をお待ちしています。

- ①受付方法：規定の用紙を「看護管理者の部屋」でダウンロードのうえ、メールかFAXでお送りください。

宛先などの詳細は「看護管理者の部屋」でご確認いただけます。

※右のQRコードからも「ご意見入力フォーム」にアクセスできます

- ②受付期間：2019年1月31日（木）まで



1/1

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034